

Uターン者住宅購入等支援商品券交付事業の概要

住宅の購入・新築・改築を伴い、本市にUターンする子育て世帯に対して、南丹市商工会が発行する商品券を交付します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす世帯

- ①住宅購入（2親等以内の親族からの購入は除く）・新築・改築のいずれかの契約者の世帯であって、当該住宅の所有者の世帯
- ②本市に転入する世帯員に3年以上市外に居住したUターン者が含まれている世帯
- ③新規申請年度の4月1日時点において、18歳未満の子ども（申請日時点で妊娠中の胎児を含む）と、その3親等以内の養育者（うち1人が50歳未満）で構成される子育て世帯
- ④商品券の交付日から、引き続き本市に5年以上定住することを誓約する世帯
- ⑤子どもと養育者が、住宅購入契約などに基づく引き渡しの前後6カ月以内に本市に転入した世帯
- ⑥前年の合計所得額が1千万円未満で、市税の滞納がない世帯
- ⑦暴力団員でない世帯
- ⑧移住地域の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加する世帯

※上記の世帯には、南丹市パートナーシップ宣誓をされた方も含まれます。

■交付額

南丹市商工会が発行する商品券

- ①新築・新築購入で、工事費・購入額が500万円以上の場合
 - A. 移住促進特別区域内（園部町川辺・摩気・西本梅地区、八木町北・神吉地区、日吉町イングランドヒルズ除く全域、美山町全域）
1年目：20万円／2年目：20万円／3年目：10万円（1世帯あたり計50万円）
 - B. 移住促進特別区域外
1年目：10万円／2年目：10万円／3年目：5万円（1世帯あたり計25万円）
- ②改築・中古住宅購入で、工事費・購入額が300万円以上の場合
 - A. 移住促進特別区域内
1年目：10万円／2年目：10万円／3年目：10万円（1世帯あたり計30万円）
 - B. 移住促進特別区域外
1年目：5万円／2年目：5万円／3年目：5万円（1世帯あたり計15万円）

※年度ごとに申請が必要です。

■留意事項

- ①住宅購入などの契約に基づく引き渡し後、6カ月以内に申請が必要です。
- ②補助期間は最長3年で、年度ごとに申請が必要です。